

東海・北陸地区連合小学校長会会則

(平成28年5月改正)

第1条 (名称及び事務局) 本会は、東海・北陸地区連合小学校長会と称し、事務局を会長の指定する所に置く。

第2条 (組織) 本会は、東海・北陸地区各県(静岡・愛知・岐阜・三重・福井・石川・富山の7県をいう。以下同じ)の小学校長会をもって組織する。

第3条 (目的) 本会は、全国連合小学校長会との連絡を保ちつつ、東海・北陸地区各県の小学校長会が相提携し、小学校教育の振興発展を図ることを目的とする。

第4条 (事業) 本会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 教育に関する調査研究
2. 教育研究大会の開催
3. 教育に関する世論の喚起
4. 関係機関・団体との連絡調整
5. その他

第5条 (役員) 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 1名
3. 理事 各県校長会ごとに役員2名(ただし愛知は3名)
4. 幹事 若干名
5. 会計監査 2名

第6条 (役員の任務) 役員の任務は、次の通りとする。

1. 会長 本会を代表し、会務を整理する。
2. 副会長 会長を補佐し、会長が事故あるときは代理する。
3. 理事 会務を執行し、兼ねて各県校長会との連絡にあたる。
4. 幹事 庶務・会計事務を分掌する。
5. 会計監査 会計監査をする。

第7条 (役員の選出)

1. 会長・副会長は、理事研修会において理事のうちから選出する。
2. 理事は、各県校長会においてそれぞれ選出する。
3. 幹事は、会長が委嘱する。
4. 会計監査は、理事研修会において理事・幹事以外から選出する。

第8条 (役員の任期) 役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

第9条 (理事研修会) 本会の運営は、理事研修会がこれにあたる。理事研修会は、毎年1回以上、会長がこれを召集する。

第10条 (理事研修会の任務) 理事研修会に付議すべき事項は、次の通りとする。

1. 事業計画に関する事項
2. 予算・決算に関する事項
3. 教育研究大会の企画並びに運営に関する事項
4. 会則の改廃に関する事項
5. その他、必要な事項

第11条 (専門委員会) 本会には、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

第12条 (経費) 本会の経費は、会費その他の収入をもってこれに当てる。会費は、各県校長会がそれぞれ所属会員1名につき年額1,000円の割合をもって負担する。

ただし、臨時に要する経費の負担については、理事研修会において定める。

会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日をもって終わる。

第13条 (細則) 本会の運用に必要な細則、その他は別に定める。

第14条 (施行) 本会則は、平成2年4月1日より施行する。